

プラットフォーム診断サービス利用規約

第1章 総則

第1条（規約の適用）

1. 株式会社 QTnet（以下「当社」という。）は、「プラットフォーム診断サービス利用規約」（以下「本規約」という。）を定め、これによりプラットフォーム診断サービス（以下「本サービス」という）を提供します。
2. 本規約に定める条件と契約者から当社への申込に定める条件が異なるときは、本サービスの所定の申込書に定める条件が本規約に優先して適用されるものとします。

第2条（規約の変更）

1. 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、提供条件（料金その他を含む）は変更後の規約に基づくものとします。

第3条（用語の定義）

1. この規約で使用する用語の意味は次の通りとします。

| 用語 | 用語の意味 |
|------------|---|
| 契約者 | 本サービスを利用する契約者 |
| 診断設備 | 診断を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備 |
| サービス取扱所 | プラットフォーム診断サービスに関する業務を行う当社の事業所 |
| プラットフォーム診断 | サーバやネットワークに潜むセキュリティ上の問題点を検出するサービス |
| 報告書 | 診断の結果より、検出された脆弱性やその対策方法を記載した報告書 |
| 報告会 | 契約者先に訪問し、報告書内容の説明および報告書を提出すること |
| 第三者事業者 | 診断対象の設備管理者が、契約者ではなく別の事業者であること |
| 不正なリクエスト | 攻撃や侵入を試みたパケットのこと |
| IP アドレス | インターネットなどの IP ネットワークに接続された診断対象に割り振られた識別番号 |
| ヒアリングシート | 診断を実施する際に、必要な情報を正確に聞き出すための質問リストのこと |

第2章 本サービスの内容

第4条（本サービスの内容）

1. 本サービスには、標準サービスとオプションサービスがあります。

| サービスメニュー | 内容 | 診断対象のIPアドレス種別 | 診断アクセス方法 |
|----------|---|---------------|--|
| 標準 | 診断 緊急速報 報告書 報告会 問い合わせ対応 再診断（オンサイト診断の場合はオプションとする） | IPv4 | リモート（インターネット経由） オンサイト（お客さま設備内のネットワーク経由） |
| オプション | 時間外診断 個別対応 | | |

第3章 契約

第5条（提供条件）

1. 本サービスの提供は、法人のお客さまを対象とします。
2. 本サービスの提供エリアは、日本国内とします。

第6条（契約の単位）

1. 当社は、一の契約者ごとに一の本サービスの契約を締結します。

第7条（申込の方法）

1. 本サービスの申込みをするときは、当社所定の契約申込書を本サービス取扱所に提出していただきます。

第8条（申込の承諾）

1. 当社は、本サービスの申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、本サービスの申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスを契約者に提供することが技術的その他の理由により困難である場合
 - (2) 契約者が本契約締結の際に当社に提供した情報に虚偽があった場合
 - (3) 契約者が本サービス料金その他の費用の支払いを怠るおそれがある場合
 - (4) 契約者が本規約その他本サービス契約に違反しまたは違反するおそれがある場合
 - (5) 契約者が過去に当社から利用契約を解除され、または本サービスを停止されていた場合

- (6) 契約者、契約者の取締役、執行役その他の役員、業務執行者もしくは無限責任を負う社員または契約者を実質的に支配する者が、現在もしくは過去5年間において反社会的勢力でありもしくはあった場合、または、現在もしくは過去5年間において反社会的勢力と資本関係、業務関係、取引関係、交友関係その他の関係がありもしくはあった場合
- (7) 契約者、契約者の取締役、執行役その他の役員、業務執行者もしくは無限責任を負う社員または契約者を実質的に支配する者が、法令違反、犯罪もしくはそれらのおそれのある行為をした場合、または、刑事事件に関与している疑いがあることにより本サービス契約を締結することによって当社の信用が害されるおそれがある場合
- (8) 当社の業務の遂行上著しい支障がある場合、または支障があるおそれがあると当社が判断した場合
- (9) 前各号のほか、当社が、契約締結を適当でないと判断した場合

第9条（申込内容の変更）

- 1. 契約者は、本サービスのサービス内容の変更またはそれぞれのオプションサービスの変更の請求をすることができます。
- 2. 当社は、前項の請求があったときは、第8条（申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第10条（契約に基づく権利の譲渡等）

- 1. 契約者は、当社の書面による同意なしに、その全部または一部を問わず、本契約に基づく自らの権利を第三者に対して譲渡し、または、免責的に債務を引き受けさせることはできません。ただし、合併または会社分割により、合併後の会社または会社分割後の会社が本契約上の地位を承継する場合はこの限りではありません。この場合、契約者は、上記承継の予定を当社に対して事前に通知することとします。
- 2. 当社は、契約者の書面による同意なしに、その全部または一部を問わず、本契約に基づく自らの権利を第三者に対して譲渡し、または、免責的に債務を引き受けさせることはありません。ただし、当社が合併または会社分割する場合はその限りではありません。
- 3. 本条の規定に関わらず、契約者が当社との本契約を維持しつつ、これに基づいて第三者に本サービスと同種のサービスを提供する場合は、本条の適用はありません。ただし、当該第三者の行為は契約者の行為とみなします。

第11条（契約者が行う本サービスの解除）

- 1. 契約者は、本サービスの提供が完了するまでに、本サービスの契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ、本サービス取扱所に当社所定の解除申込書により通知していただきます。

2. 本サービスにおいて、契約者が当社所定の解除申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日、又は契約者が当該通知において解除の効力が生ずる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。
3. 当社の責によらず本業務の契約が途中で解除された場合は、解約の承諾までにかかった実費相当額を請求するものとします。また、解約により当社に生じた損害については、契約料金を上限として賠償いただく場合がございます。

第12条（当社が行う本サービス契約の解除）

1. 当社は、当社の設備やその他事由により本サービスを提供できない場合は、当該契約者に対し直ちにサービス提供不可通知書を提示し、利用契約を解除することができるものとします。
2. 当社は、契約者が次の各号に該当する事由がある場合は、当該契約者に対し何らの通知・催告をすることなく直ちに利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 第15条第1項各号（本サービスの提供の停止）のいずれかに該当する場合
 - (2) 差押、仮差押、仮処分、滞納処分、競売の申立等を受けた場合、破産手続、民事再生手続、特別清算手続、会社更生手続等の倒産処理手続開始の申立があった場合、または清算に入った場合
 - (3) 手形、小切手が不渡りとなった等、支払を停止した場合その他信用状態が悪化したと認められる相当の事由がある場合
 - (4) 営業停止、営業免許の取消しまたは営業登録の取消し等行政上の処分を受けた場合
 - (5) 営業の廃止、解散等重要な変更の決議をした場合
 - (6) 反社会的勢力であった場合
 - (7) その他、本規約に違反した場合

第13条（禁止事項）

1. 契約者は、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。
 - (1) 当社もしくは第三者の著作権・商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - (2) 当社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - (3) 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社もしくは第三者への差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する場合
 - (4) 詐欺等の犯罪に結びつくまたは結びつくおそれがある行為
 - (5) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれにつき勧誘する行為
 - (6) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為
 - (7) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (8) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為

- (9) 当社もしくは第三者の設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
 - (10) 当社の本サービスの提供を妨害する、または妨害するおそれのある行為
 - (11) 他の利用者や第三者に著しく迷惑をかけ、または社会的に許されないような行為
 - (12) 公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為
 - (13) 法令に違反する行為またはそのおそれのある行為
 - (14) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
 - (15) その他、当社が本サービスの利用者として相応しくないと判断する行為
2. 前項に違反することにより、当社または他のサービス利用者を含む第三者に損害を与えた場合、契約者は自らの費用と責任において解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第14条（本サービスの提供の中止）

1. 当社は、次の各号に該当する事由がある場合は、本サービスの提供を中止することがあります。
- (1) 診断設備等の保守、工事、移設等のため必要である場合
 - (2) 診断設備等の障害等のためやむを得ない場合
 - (3) その他、本サービスの提供が技術的に困難となった場合
2. 当社は、前項に基づき本サービスを中止する場合には、契約者に対して、事前にその旨並びに理由および期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。

第15条（本サービスの提供の停止）

1. 当社は、次の各号に該当する事由がある場合は、当該契約者に対する本サービスの提供を停止することがあります。
- (1) 契約者の行為（不作為を含む）により当社の診断設備等に支障が生じ、またはそのおそれがある等、当社の業務の遂行に支障が生じると当社が認めた場合
 - (2) 契約者が契約にあたって虚偽の事項を記載したことが判明した場合
 - (3) その他、本規約に違反した場合
2. 当社は、本サービスを停止する場合には、契約者に対して事前に、その旨並びに理由および期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。

第16条（禁止事項に関する措置）

1. 当社は、契約者が第13条（禁止事項）第1項の規定に該当する行為を行ったと当社が認めた場合その他本サービスの運営上必要であると当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置をいずれか単独でまたは複数組み合わせる講ずることがあります

す。

(1) 第13条（禁止事項）第1項の規定に該当する行為を止めるよう要求

(2) 第15条（本サービスの提供の停止）の規定に基づき本サービスの提供を一時停止

(3) 第12条（当社が行う本サービス契約の解除）の規定に基づき利用契約を解除

2. 当社は、前項に基づき前項第2号または第3号の措置を講ずる場合には、契約者に対して、事前にその旨並びに理由および期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。

第17条（本サービスの制限事項）

1. 当社は、次の各号に該当する事由がある場合は、本サービスの提供ができないこと、もしくは正確な診断ができないことがあります。

(1) 第三者業者設備に対して、診断実施の可否確認および事前申請を実施していない場合

(2) 不正なリクエストを遮断するような機器が導入されている場合

第4章 お客さまによる作業

第18条（お客さまによる作業内容）

1. 本サービスの提供を受けるには、お客さまにて診断対象であるIPアドレスを記載したヒアリングシートの作成および当社への提示を実施いただくことが必要となります。

第5章 検収等

第19条（検収等）

1. 本サービスは、当社が契約者に本サービスの報告書を提出した時点でサービス提供を完了したものとします。

第6章 料金等

第20条（料金等）

1. 当社が提供する本サービスの料金は、別に定めるサービス利用料金（以下「料金等」という。）とします。

2. 次の各号の一に該当する場合には、当社は契約者に申し入れ、契約者との協議のうえ料金等を変更することができるものとします。

(1) 本契約で定めるサービス内容を変更する場合

(2) 設備更新、サービスレベルの向上、法令の制定または改廃、物価の上昇、社会経済情勢の変動があった場合

(3) その他、料金等を変更する合理的な事由が生じた場合

- 九州域内の離島および九州域外に本サービスを提供する場合、交通費や宿泊費等の実費を請求するものとします。
- 当社は、第11条（契約者が行う本サービス契約の解除）もしくは第12条（当社が行う本サービス契約の解除）第2項に該当する場合、本サービスの解除の承諾までにかかった実費相当額を請求するものとします。また、解約により当社に生じた損害については、契約料金を上限として賠償いただく場合がございます。

第21条（料金等の支払い）

- 契約者は、請求書記載の支払期日までに、当社に対して前条第1項の料金を支払うものとします。支払いに必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

第22条（割増金の支払い）

- 料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として当社が指定する期日まで指定する方法により支払うものとします。

第23条（延滞損害金）

- 契約者が、料金等その他の債務（延滞利息は除きます。）について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額（1年を365日として日割計算）を、延滞損害金として支払うこととします。
- 前項の延滞損害金の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

第24条（消費税）

- 契約者が当社に対し本サービスに係る債務を支払う場合において、消費税法および同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税および地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税および地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第25条（端数処理）

- 当社は料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第7章 損害賠償

第26条（損害賠償）

- 契約者またはその代理人もしくは使用人その他契約者の関係者が本規約に違反する行為により当社に損害を与えた場合、当社は契約者に対し、その損害に対する賠償を請

求できるものとします。

第27条（免責事項）

1. 当社は、天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定、改廃、公権力による命令・処分、同盟罷業、その他の争議行為、建物閉鎖、電気・水道・ガス等の供給停止、輸送機関の事故・遅延・渋滞、その他当社の責めに帰することができない事由により契約者が被った損害については、その責めを一切負いません。
当社は、契約者に対して、いかなる場合でも、ビジネス機会の喪失、信用の損失、業務の中断、コンピュータの誤動作、機能障害を含むいかなる種類の結果的、特別的、派生的、または間接的な損害について、このような損害の予見可能性の有無に関わらず、契約責任、不法行為責任その他いかなる法的責任も負うものではありません。
2. 以下の条件の時は本サービスが実施できない、または終了しないことがあります。その場合、当社は契約者の運用（診断）担当者に、通知します。
 - （1）契約者の診断対象システムが計画メンテナンスなどにより診断を休止した場合インターネット経路が障害などにより、契約者が指定する診断対象に対して、当社がインターネットから接続（アクセス）できない場合。
 - （2）第三者事業者からのクレームが発生した場合
 - （3）当社の診断システム環境に問題が発生した場合
3. 当社が契約者の指定する診断対象において、可能な限りの範囲で脆弱性を検出するもので、すべての脆弱性を発見することを含め、本サービスの完全性、正確性、有効性を保証するものではありません。
4. 本サービスにおいて脆弱性が発見された場合、推奨する対処方法は、その結果を保証するものではありません。

第8章 秘密情報その他の扱い

第28条（秘密情報の保護）

1. 本規約における秘密情報とは、契約者および当社が相手方に開示するにあたって書面等により秘密であることを明示した情報、または、口頭で開示した場合には2週間以内に秘密であることを書面で通知した情報をいい、情報受領者は秘密情報を自己の役員、従業員、弁護士その他法律上守秘義務を負う専門家以外の第三者に開示してはならないものとします。ただし、次の各号に定める情報は秘密情報にあたらぬものとします。
 - （1）相手方から受領する以前に既に保有していた情報
 - （2）相手方から受領する以前に公知であったか、または相手方から受領した後に自らの責めによらず公知となった情報
 - （3）正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わずに受領した情報
 - （4）法令の定めに基づきまたは権限のある官公署から開示を要求された情報

2. 前項の規定にかかわらず、本規約に基づく本サービスの内容、本サービスの提供にあたり使用している機器情報は秘密情報にあたるものとします。

第29条（個人情報等の保護）

1. 当社は、契約者の個人情報を、「プライバシーポリシー(<http://www.qtnet.co.jp/privacy/>)」に基づき、適切に取り扱うものとします。
2. 当社は、契約者の個人情報を、「プライバシーポリシー(<http://www.qtnet.co.jp/privacy/>)」に記載する利用目的の範囲内で利用します。
3. 当社は、前項の利用目的に必要な範囲内で、契約者の個人情報を業務委託先に預託する場合があります。
4. 当社は次の各号を除き、契約者以外の第三者に契約者の個人情報を提供しないものとします。
 - (1) 契約者の同意がある場合
 - (2) 契約者のサービス利用に係る債権・債務の特定、支払いおよび回収のため必要な範囲で金融機関に個人情報を開示する場合
 - (3) 裁判官の発付する令状により強制処分として捜査・押収等がなされる場合
 - (4) 法律上の照会権限を有する公的機関からの照会がなされた場合、その他法令に基づいて提供する場合
 - (5) 緊急避難または正当防衛に該当すると当社が判断した場合

第30条（知的財産権の帰属）

1. 診断結果に関する著作権、ノウハウ及びその他知的財産権は、当社に帰属するものとします。ただし、契約者が自社内において使用、複製することを妨げません。

第31条（データの使用）

1. 契約者は、本サービス向上のために、本サービス関連にして集計された匿名データを当社が使用することを確認し、同意するものとします。

第32条（診断結果の開示）

1. 契約者および当社は、診断結果を相手方の書面による事前の承諾なく、第三者に対し開示しないものとします。ただし、匿名データについては、この限りではありません。
2. 契約者は診断結果報告書を第三者に対し原本およびその写しを開示できないものとします。ただし、契約者が診断対象の改善のために、修正を実施する第三者に対して診断結果の概要を通知することは可能とします。

第9章 雑則

第33条（準拠法）

1. 本規約および本サービスの当社所定の申込書は、日本の法律に従って作成または締結されたものとし、日本の法律に従って解釈されるものとしします。

第34条（紛争の解決）

1. 利用契約について、紛争、疑義、または取決められていない事項が発生した場合は、当社および契約者は誠意をもって協議の上これを解決するものとしします。
2. 利用契約に関する紛争については、福岡地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所としします。

附則

この利用規約は、2019年10月1日から実施します。